

# AEDの登録及びAEDパッドの 購入助成事業について

- 登録施設設置のAEDを施設外で使用した場合、AEDパッドの購入費用を助成します。（一定の条件があります）

## 登録施設について

1. AEDを設置後、防府市消防本部に使用可能施設として登録可能であること。
2. 市民や消防機関等からAED使用の要請があった場合、AEDの貸出しができること。または、登録施設従業員が応急手当を実施することができること。
3. 応急手当講習等を受講した人が勤務または居住していること。
4. 登録施設として公表することに同意できること。（事業所名のみの公表です）

## AEDパッドの購入助成について（1組当たり上限8,000円）

1. 防府市内で発生した救急事案で応急手当のために使用した場合。
2. 登録している施設以外で一般市民に対して使用した場合。
3. 消防機関が覚知した救急事案で、救急隊や消防隊が使用したことを確認できた場合。

## 施設の登録及びパッド助成金の申請

1. AED使用可能施設登録申請書
2. AEDパッド助成申請書

# AEDの登録及びAEDパッドの 購入助成事業について

## ケース1

近くで、病気やケガ・交通事故が発生！一般市民から、応急手当やAEDの貸出し希望があり、AEDを使用した場合。



## ケース2

近くで、病気やケガ・交通事故が発生！消防機関など（居合わせた医療従事者）から、応急手当やAEDを現場へ持って行って協力してほしい連絡があり、AEDを使用した場合。



登録していただいた、施設以外  
で発生した救急事案を想定して  
います。

・屋内外は問いません。

助成  
します！

